

④事務委託（市町村相互間）(地方自治法第252条の14の規定に基づくもの) (平成26年11月1日現在)

区分	事務の種類	委託団体	受託団体	備考
数都道府県にわたるもの	下水処理事務	八幡市	枚方市	
	児童・生徒の就学事務	京都市	高槻市	
	競艇事業	箕面市	みどり市、青梅市、府中市、蒲郡市、常滑市、津市、尼崎市、伊丹市、倉敷市、下関市、周南市、鴻門市、丸亀市、北九州市、福岡市、芦屋町(福岡県)、唐津市、大村市	
都道府県内のもの	休日診療事務	泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町 太子町、河南町、千早赤阪村	泉佐野市 富田林市	
	保育の実施	泉佐野市	貝塚市	
	上水道施設の管理運営	富田林市	河内長野市	
		豊能町	池田市	
	下水道の処理事務	東大阪市 和泉市 泉大津市	大阪市 堺市 高石市	
	ごみ処理事務	熊取町 泉佐野市	貝塚市 貝塚市	
	し尿処理事務	熊取町 泉佐野市	貝塚市 貝塚市	
	児童・生徒の就学事務	堺市、大阪狭山市 熊取町 和泉市 泉佐野市 藤井寺市	大阪狭山市、堺市 貝塚市 堺市 貝塚市 八尾市	相互委託
	消防事務	太子町 千早赤阪村 高石市 箕面市 河南町	富田林市 富田林市 堺市 豊能町 富田林市	
	葬儀事務	泉佐野市	貝塚市	
	再資源化事務	田尻町	泉佐野市	
	大阪府から移譲される事務の一部	忠岡町 田尻町 太子町	泉大津市 泉佐野市 富田林市	

⑤機関等の共同設置（市町村相互間）(地方自治法第252条の7の規定に基づくもの) (平成26年11月1日現在)

機関等の名称	事務の種類	設置団体
池田市豊能町能勢町介護認定審査会	介護保険法に規定する審査判定業務	池田市、豊能町、能勢町
泉佐野市田尻町介護認定審査会	介護保険法に規定する審査判定業務	泉佐野市、田尻町
阪南市泉南市岬町介護認定審査会	介護保険法に規定する審査判定業務	阪南市、泉南市、岬町
河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会	介護保険法に規定する審査判定業務	河南町、太子町、千早赤阪村
阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会	障害者総合支援法に規定する審査判定業務	阪南市、泉南市、岬町
泉佐野市田尻町障害支援区分認定審査会	障害者総合支援法に規定する審査判定業務	泉佐野市、田尻町
池田市豊能町能勢町障害者給付認定審査会	障害者総合支援法に規定する審査判定業務	池田市、豊能町、能勢町
池田市箕面市豊能町能勢町共同処理センター	大阪府から移譲される事務の一部及び社会福祉法人の設立認可等に関する事務等	池田市、箕面市、豊能町、能勢町
富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村広域まちづくり課及び広域福祉課	大阪府から移譲される事務の一部及び社会福祉法人の設立認可等に関する事務等	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村公害規制等広域担当職員	大阪府から移譲される事務の一部	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
岸和田市泉大津市貝塚市和泉市高石市忠岡町広域事業者指導課	大阪府から移譲される事務の一部及び指定地域密着型介護サービス事業者の指定等に関する事務等	岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市、忠岡町
富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村障害者支給判定審査会	障害者総合支援法に規定する審査判定業務	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町広域福祉課	大阪府から移譲される事務の一部及び社会福祉法人の設立認可等に関する事務等	泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町